効果測定	2 〃
行事その他	1 〃
計	70 〃

4　危険物科

教科目	時間数
講話	1時間
危険物行政の現状と課題	2 〃
危険物化学	5 〃
危険物規制	21 〃
事例研究	4 〃
効果測定	1 〃
行事その他	1 〃
計	35 〃

5　火災調査科

教科目	時間数
講話	1時間
原因調査関係法規	6 〃
原因調査	25 〃
損害調査	6 〃
鑑定	2 〃
調査実習	7 〃
調査書類	14 〃
事例研究	6 〃
効果測定	2 〃
行事その他	1 〃
計	70 〃

6　救急科

教科目	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	50時間
応急処置の総論	73 〃
病態別応急処置	67 〃
特殊病態別応急処置	25 〃
実習及び行事	35 〃
計	250 〃

7　救助科

教科目	時間数
講話	1時間
安全管理	21 〃
災害救助対策	21 〃
救急	7 〃
救助器具取扱訓練	21 〃
救助訓練	30 〃
総合訓練	30 〃
体育	3 〃
効果測定	5 〃
行事その他	1 〃
計	140 〃

別表第3（第7条第4項関係）
消防職員に対する幹部教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数
1　初級幹部科

教科目	時間数
講話	4時間
訓練礼式	2 〃
消防時事	10 〃
消防財政	3 〃
人事業務管理	12 〃
安全管理	6 〃
現場指揮	15 〃
事例研究	15 〃
行事その他	3 〃
計	70 〃

2　中級幹部科

教科目	時間数
講話	2時間
訓練礼式	1 〃
消防時事	4 〃
消防財政	2 〃
人事業務管理	10 〃
安全管理	4 〃
現場指揮	8 〃
事例研究	15 〃
行事その他	3 〃
計	49 〃

3　上級幹部科

教科目	時間数
管理職の役割	2時間
業務管理	3 〃
人事管理	3 〃
危機管理	3 〃
事例研究	8 〃
行事その他	2 〃
計	21 〃

別表第4（第9条第3項関係）
消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び時間数

教科目	時間数
講話	1時間
訓練礼式	2 〃
組織制度	2 〃
ポンプ操法	4 〃
火災防ぎょ	3 〃
防災	2 〃
救急救助	5 〃
緊急自動車運行管理	2 〃
安全管理	2 〃
行事その他	1 〃
計	24 〃

別表第5（第10条第3項関係）
消防団員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数
1　警防科

教科目	時間数
講話	1時間
火災防ぎょ	4 〃
防災	2 〃
安全管理	2 〃
事例研究	2 〃
行事その他	1 〃
計	12 〃

2　機関科

教科目	時間数
講話	1時間
道路交通関係法令	1 〃
緊急走行要領	2 〃
ポンプ運用	5 〃
機関整備	2 〃
行事その他	1 〃
計	12 〃

別表第6（第11条第3項関係）
消防団員に対する幹部教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数
1　初級幹部科

教科目	時間数
講話	1時間
訓練礼式	1 〃
現場指揮	3 〃
防災	2 〃
防災指導要領	2 〃
安全管理	2 〃
行事その他	1 〃
計	12 〃

2　中級幹部科

教科目	時間数
講話	1時間
組織制度	1 〃
現場指揮	3 〃
防災	2 〃
安全管理	2 〃
事例研究	2 〃
行事その他	1 〃
計	12 〃

別記第1号様式（第21条関係）

第　　号

卒　業　証　書

氏名

熊本県消防学校の　　を卒業したことを証する。

年　月　日

熊本県消防学校長　氏　　名　印

別記第2号様式（第21条関係）

第　号

修　了　証　書

氏名

熊本県消防学校の　　を修了したことを証する。

年　月　日

熊本県消防学校長　氏　　名　印

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県公営企業管理者　永　田　昭　三

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記第4の表4の項中

「

（3）（1）及び（2）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

」を

「

（3）（1）及び（2）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 （4）　国又は地方公共団体等が行う県内における環境保全、国際交流又は文化振興の事業に対して行う奉仕活動

」に改め、同表12の項中「9日」を「14日」に改める。

附　則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第２号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県公営企業管理者　永　田　昭　三

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程（平成 13 年公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「本局」を「本庁」に改める。

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

種別	事業所又は設備		職
電気主任技術者	本庁又は発電総合管理所	管理担当部門	係長級以上の職
		建設担当部門	係長級以上の職
	事業所（ただし、発電総合管理所を除く。）		係長級以上の職とする。 ただし、事業所の管理が委託されているときは、管理者が管理受託者（管理受託者が法人である場合は、当該法人の職員で当該事業所に勤務する者）の中から選任することができる。
ダム水路主任技術者	本庁又は発電総合管理所	管理担当部門	係長級以上の職
		建設担当部門	係長級以上の職
	水力発電所（高さ 15 メートル以上のダム又は圧力 392 キロパスカル以上の導水路、サージタンクもしくは放水路を有するもの）		係長級以上の職

別表第1（第4条関係）保安に関する組織及び業務分掌を次のように改める。

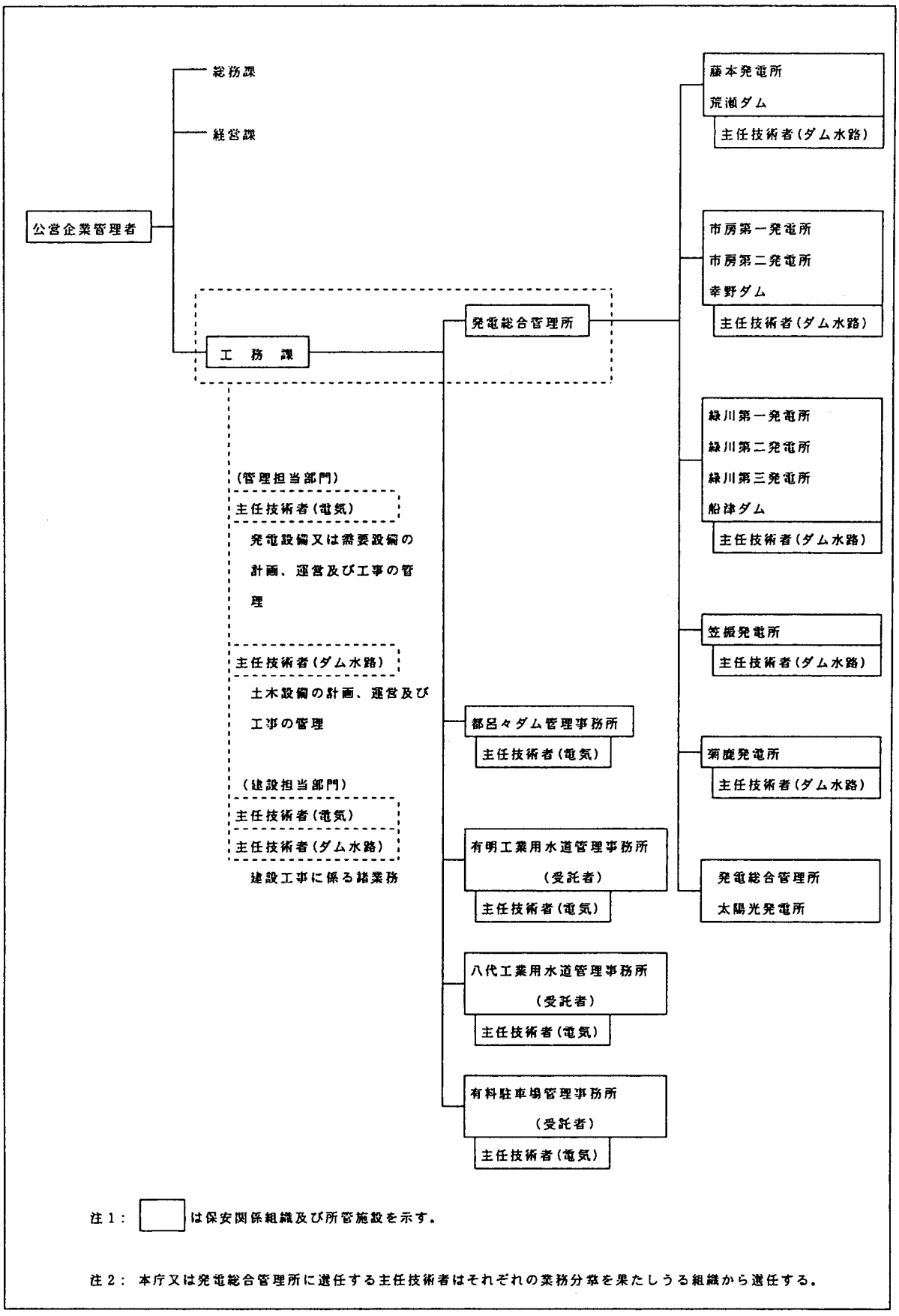

注1：□は保安関係組織及び所管施設を示す。

注2：本庁又は発電総合管理所に選任する主任技術者はそれぞれの業務分掌を果たしうる組織から選任する。

別表第3（第12条関係）の水力発電設備電気工作物（水路工作物を除く）項を次のように改める。

水力発電設備	電気工作物（水路工作物を除く）	有人 1回／日 無人 2回／月	水車・発電機	（※1） 外部点検		1回／3年	（※1） 水車の外部点検とは抜水して行うことをいう。
				測定試験		（※2） 1回／3年	（※2） 小水力発電所等で万一電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与える恐れのない場合等、特に指定する箇所については別に定める。
				内部点検		（※3） 1回／10年	（※3） 水質条件、材質等により、発電所個々に定期的に行うものとし、別に定める。
			主要変圧器	外部点検		1回／3年	
			主要遮断器	外部点検		（※4） 1回／3年	（※4） (1)ガス遮断器等特に指定するものは1回／6年とする。 (2)並列用遮断器については、動作回数管理も行う。
				測定試験		（※4） 1回／3年	
				内部点検		（※5） 1回／6年	（※5） (1)ガス遮断器等特に指定するものは1回／12年とする。 (2)並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3)動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。

附　則

（施行期日）

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

発行所　熊　　本　　県
熊本市国府4丁目10－18

平成16年3月31日印刷
印刷所　秀　　巧　　社

平成16年3月31日発行
電話（代）096－286－2221番

R100
古紙配合率100%